

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.114

令和元年10月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	ゴム製品製造業	経験年数	2か月	年齢	40代
発生年月	令和元年5月	発生時刻	16時頃		
発生状況	ボール盤で製品のバリ取りを行っていた。 軍手を着用した左手で製品を押さえて作業していたところ、回転するドリルの刃に軍手が巻き込まれ、左手人差し指を負傷した。				
負傷の程度／部位	左手人差し指裂傷	休業見込若しくは死亡	2か月		

～再発防止のために～

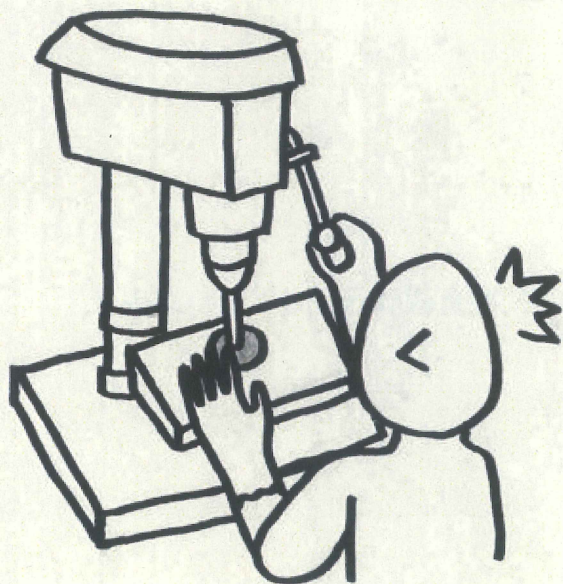
ボール盤のように刃が回転する工作機械は、手などが巻き込まれやすいため注意が必要です。

手袋を使用した場合、素手で作業するときよりも回転刃に巻き込まれる危険性が増し、大きな災害となるおそれがあることから、労働安全衛生法ではボール盤を使用する際の手袋の着用を禁止しています。

材質に関係なく、軍手も皮手袋も着用が禁止されています。

また、手だけでなく頭髮や衣服が巻き込まれることを防ぐために適当な作業帽又は作業服を着用させることも求められています。

作業服は袖口や裾が閉じたものを着用し、袖口にボタン等がついている場合にはきちんと留めて着用することも必要になります。



◆日々ご安全◆

10月に入り、令和元年度全国労働衛生週間が始まりました。当週間の実施要綱については、先月開催された令和元年度全国労働衛生週間準備打合せ会において説明いたしましたが、結果として何も取組まなかった等とならないよう、実効ある取組みを適切に行うようお願いいたします。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」でもあります。今月22日（火）は「即位礼正殿の儀が行われる日」であることから、今年に限り国民の祝日となっております。このため、10月21日（月）に年次有給休暇を取得すると連休になります。積極的に年次有給休暇を取得することにより、無理のないスマートな働き方を推進しては如何でしょうか。この機に、年次有給休暇の取得しやすい職場環境整備の推進を強化するよう併せてお願いします。

来月は、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」が展開されます。当署としては、過重労働防止について、あらゆる機会を活用して周知・啓発等の取組みを集中的に実施します。